

平成 31 年 2 月 26 日

只見町長 菅家三雄 様

只見の自然に学ぶ会

代表 新国 勇

(事務局)

〒968-0421 福島県只見楡戸字館ノ川 1587 渡部方

TEL & FAX 0241-82-3242

www.fukosya.com/manabu.html

亀岡地内における伊南川右岸堤防表法面への
階段設置工事の中止について（申し入れ）

日頃より町民のため諸施策を講じられていることに敬意を表します。
本会は、発足当初から川辺を縁取る樹林帯である水辺林の調査と保護を
目的として活動している団体です。

さて、昨年、亀岡地内の伊南川右岸堤防において、堤防裏法面をコンク
リート製の階段とする工事がなされました。隣接するサンドバレーコート
の観覧席とのことです。そして今後、当該堤防の表法面にも河川敷に降り
るためのコンクリート階段を設置する計画案があると聞き及んでいます。
本事案について、本会として下記の理由により、当該地へのコンクリート
階段を設置する計画の中止を申し入れます。

記

1. 亀岡地内の伊南川河川敷は、ユビソヤナギが自生する場所です。本種は環境省レッドデータにおいて絶滅危惧種Ⅱ類とされており、福島県内においては伊南川下流域と只見川支流叶津川の一部にだけ自生している貴重種です。福島県下において唯一ここだけに絶滅が危惧されるユビソヤナギが自生しているのは、当該地が人為の影響が及んでいない生態系を有している証です。たとえ河川敷内に手を入れずに階段だけを設置しても、人為の影響が生ずるのは避けられません。人為による攪乱を防ぎ、絶滅危惧種を保護していくためには現状を維持しておくことが最善の策です。
2. 河川法第1条は、河川の管理は「治水」と「利水」のほかに「河川環境の整備と保全」をするよう定めています。このためユビソヤナギの集中自生地である伊南川流域においては、当該河川に自生す

るユビソヤナギの分布調査及び生態調査を行い、生育環境を保全するためのゾーニングを行った上で保全策を講じ河川工事を行う必要があります。本事案の場合は、流域全体の保全策を講じた上で対応すべきものです。

3. 伊南川は、有史以来、暴れ川として知られ、洪水が多発する河川です。とくに亀岡地区においては、本流がカーブして当該堤防にぶつかるため、洪水の常襲地帯となっています。現在、当該地の河川敷に降りることは容易ではありませんが、ここに階段が設置されれば不特定多数の人の接近を可能とし、防災面においても管理面においても問題が生ずるものと考えます。
4. 新たな工作物を設置すれば、経年劣化によるメンテナンスや除草対策等の諸負担が生じます。あいまいな目的でつくられた工作物は、利用されずに危険な状態で放置されるケースが多く見受けられます。新規工作物を設置するにあたっては、投資効果と維持経費を熟慮すべきです。
5. 当該地の対岸には、只見町ブナセンターが設置するユビソヤナギ観察林があります。水辺へのふれあいを求めているのであれば、本観察林を活用した方が防災上も安全であり整備費もほとんどかからないと考えます。

以上